

課一・総・調整 納富

大分類	共通(法令・通達)
中分類	指示及び指示関係書類
保存年限等	暦 2033年12月末

副	本	配	付	基	準
共	通	ラ	イ	ブ	ラ
総	合	・	所	得	・
東	局	課	一	総	2
東	局	課	一	個	1
東	局	課	一	資	1
令	和	5	年	3	月
報	告	期	限	等	
随					時
課	総	臨	2		号

課税第一部長 殿
 課税第二部長 殿
 各税務署長 殿

東京国税局長 (官印省略)

電子帳簿保存法における重加算税の加重措置の適用に係る留意事項及び事例報告について (指示)

標題のことについては、令和3年12月16日付東局課一総2-56ほか10課合同「令和3年度税制改正後の電子帳簿保存法に係る事務処理要領の制定について」事務運営指針によるほか、下記に留意の上、適切に対応されたい。

(趣旨)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 (以下「電子帳簿保存法」という。) 第8条第5項の規定による重加算税の加重措置 (以下「本措置」という。) を適切に運用する観点から、

該当事例の報告を指示するものである。

記

1 本措置の適用に関する留意事項

本措置は、スキャナ保存制度及び電子取引保存制度において、「納税者に保存義務がある電磁的記録」に関する隠蔽又は偽装があったことに基づいて重加算税が課される場合に適用されるものである。一方、「納税者に保存義務がない電磁的記録」に関する隠蔽又は偽装があったことに基づいて重加算税が課されたとしても、本措置は適用されないことに留意する。

(注) 「納税者に保存義務がある電磁的記録」とは、スキャナ保存制度にあつては、各税法の規定により保存しなければならないこととされている書類（国税関係書類）について、電子帳簿保存法第4条第3項の規定により作成した電磁的記録をいい、電子取引保存制度にあつては、電子帳簿保存法第7条の規定により、所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者が保存しなければならないこととされている電子取引の取引情報に係る電磁的記録をいう。

2 調査事例の収集

収集する調査事例は、スキャナ保存制度及び電子取引保存制度において、「納税者に保存義務がない電磁的記録」に関する隠蔽又は偽装であるため本措置の適用がなかった事例（以下「収集対象事例」という。）とする。

なお、「納税者に保存義務がない電磁的記録」とは、

をいい、具体的には、次のような電磁的記録が挙げられる。（別紙1参照）

(例)

3 収集対象事例の報告

局課税部調査部署及び署調査部門（酒類指導官を含む。）は、令和5年3月以降に調査終了（施行日等）した事案のうち、収集対象事例について、調査終了後速やかに、別紙2「電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事案報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、次の①～⑤の

写し（以下「一件書類」という。）を添付した上で、次表のとおり文書管理システムによって報告する。

なお、件名は「電帳法加重措置不適用報告（部署名）」とし、報告ファイル名は「(署番号) 電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事案報告書（部署名・部門）」(署番号は半角)とする。

おって、局主管課は、報告された報告書及び一件書類を局課税総括課 調整係（課別メールボックス）へ速やかに送付する。

- ① 調査結果の説明書その他非違の様態・手口が分かる資料
- ② 電帳法保存要件のチェックシート
- ③ 調査経過記録書
- ④ 争点整理表その他検討資料（作成した場合に限る。）
- ⑤ 質問応答記録書・調査報告書

※ ③～⑤の写しについては、関連する部分のみ抜粋することとして差し支えない。

【報告先等】

	調査実施部署	報告先	報告期限
局	資料調査課 統括国税実査官	課税総括課（管理係）	随時
	調査第1・第2部門（間接諸税担当）	消費税課（諸税第2係）	
	調査部門（酒税担当）	酒税課（検査係）	
	特別国税調査官（総合担当）	課税総括課（総合担当）	
署	個人課税部門	個人課税課（監理第4係）	
	資産課税部門	資産課税課（監理第2係）	
	法人課税部門	法人課税課（監理第4係）	
	法人課税部門（間接諸税）	消費税課（諸税第2係）	
	酒類指導官	酒税課（検査係）	

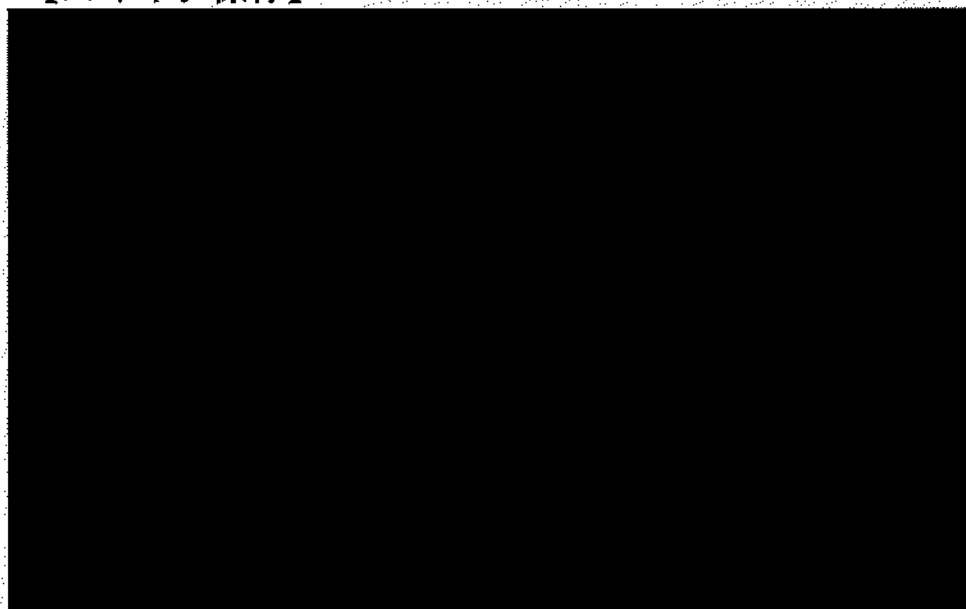
《例》千葉東署法人課税部門が提出する場合の報告ファイル名

「(01) 電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事案報告書（千葉東・法人）.xlsx」

【例1】 ██████████ に関する電磁的記録

(██████████)

【スキャナ保存】



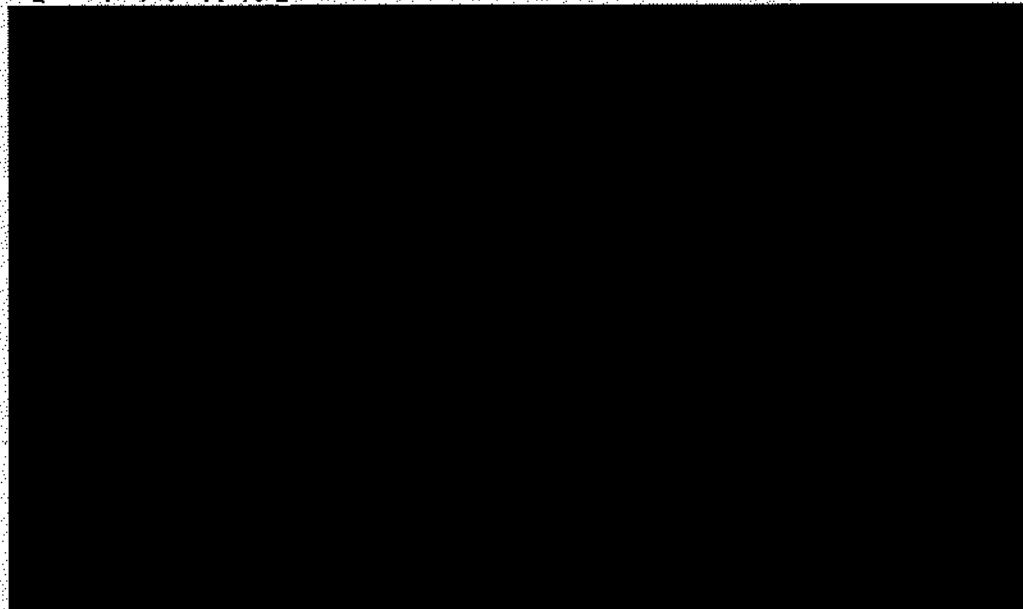
【電子取引】



【例2】 ██████████ に関する電磁的記録

(██████████)

【スキャナ保存】



【電子取引】



電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事案報告書

					報告年月日
局名	署名	担当課・部門			調査終了日(施行日等)
局管理番号	納税者名		業種(業種番号)・階層		
電磁的記録の種類					
仮装隠蔽行為の概要					
調査において把握した電磁的記録の仮装隠蔽					
重加算税の加重措置の適用に至らなかった理由					
その他特記事項	※納税者の電磁的記録の保存・管理方法や使用している会計ソフト等報告に当たり参考となるべき事項があれば、記載する。				

課総監 2号

[大分類:共通(報告関係)、中分類:報告関係書類、属人区分:事務年度、保存期間5年]

電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事業報告書

記載例

						報告年月日	令和5年5月10日
局名	東京局	署名	〇〇署	担当課・部門	個人課税第〇部門	調査終了日(施行日等)	令和5年4月30日
局署整理番号	00000-00000000 (局署番号)-(整理番号)		納税者名	〇〇		業種(業種番号)・職業	建築工事(x-xxx)
電磁的記録の種類			電子取引保存				
仮装隠蔽行為の概要							
調査において把握した電磁的記録の仮装隠蔽	[Redacted]						
重加算税の加重措置の適用に至らなかった理由	[Redacted]						
その他特記事項	※納税者の電磁的記録の保存・管理方法や使用している会計ソフト等報告にあたり参考となるべき事項があれば、記載する。 納税者は、〇〇会計ソフトを使用しており、電磁的記録については自社サーバー内に保存している。						

課総臨 2号